

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 4 月 7 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 33 分

2. 開催場所 消防庁舎 3 階小会議室

3. 出席委員 (16 人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	5 番	中村 智子
	6 番	足助 聰美
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	9 番	根橋 英男
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	12 番	宇治 昭三郎
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩
	16 番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 (1) 専決事項

3 月許可決定の 4 条 1 件、5 条 5 件については、長野県農業会議から 3 月 13 日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

(3) 農地の嵩上げ申請

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 原 照代
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

(人事異動により事務局次長新任の原補佐の紹介)

<尾坂会長>

どうも皆さんこんにちは。先ほどもお話のありましたとおり、今年の桜は開花が若干いつもより早いようでございますが、今日明日と非常に真冬並みの寒さになるようでございます。桜にとってもつらいかと思えます。われわれ年配にとりましても温度差が大きいということは体調管理が大変厳しいかと思えますので、体調管理には十分気をつけていただきたいなと思っております。農業委員会のほうも先ほどお話のあったとおり2年間すぎてあと残すところ1年となりまして、無事すごしてきたことに対しまして心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。今年度の行事でございますが、また例年通り味噌づくりのための大豆の種まきからやる予定でございます、7月には慰安旅行、北海道を予定しております。また、本年度は北部三町村の交流会が辰野が当番となりました。等々、いろいろ行事がございますが、あと1年でございますので、皆さんと一緒に楽しく過ごしていきたいと思えますので、皆さん方のご支援ご協力よろしく願いたいと思えます。また、3月26日には長野県農業会議の総会が長野市でございまして、一般的な、予算決算等でございますが、その中で農業委員会の組織制度見直し、またTPP交渉に対する要請文を決議し国のほうへ要請するというようなことを引き続きやっていくということでございます。取り巻く環境は非常に厳しいわけでございますが、あと1年でございます、皆さんにもがんばっていただきたいと思えますし、特に7月からは日本にとってカラカラの時期です。体に気をつけていただきましてどうか元気に過ごしていただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますがあいさついたします、よろしくお願いいたします。

それでは私のほうで進めさせていただきます、3番の議事録の署名人の指名でございますが、本日は9番の根橋英男さん、10番の根橋鉄雄さん、よろしくお願いいたします。

次に4番の議事に入りたいと思えます、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<原事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目表をご覧ください。右肩に沢底と書いてあります。

大字澤底…番地にお住まいのAさん所有の、大字澤底…番地、地目は畑、面積475㎡と、大字澤底…番地、地目は畑、面積770㎡を、大字澤底…番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は31㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、赤羽代理と栗澤委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

では現地を見ました、赤羽代理お願いします。

<赤羽職務代理人>

それでは、赤羽が説明させていただきます。3月12日午後、栗澤委員と二人で、また、譲受人のBさんの立会いの下で現地を確認させていただきました。(図面により場所の説明)境界の線、杭打ちもしっかりされておりまして、栗澤委員とともにはっきり確認することができました。報告申し上げてあとよろしくご審議のほどお願いします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきまして何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。(「異議なし」の声)異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。次の4条お願いいたします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<原事務局次長>

それでは4条でございます。

1番、地図は1枚目の裏をご覧ください。宮木の案件でございます。

大字辰野…にお住まいの A さん所有の、大字伊那富字神田…番、地目は田、面積 1188 m²を、貸駐車場とするための申請でございます。申請地は以前、町が公共施設の駐車場として一時転用し返却していたものですが、その後も付近の企業や住民が駐車場として使っており現在に至るため事実上追認許可という形になります。申請地は準工業地域の用途地域内ですので農地法第 4 条第 2 項第 1 号ロの(1)の第 3 種農地にあたり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、竹淵委員、宮原委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

宮原委員です？竹淵委員、お願いします。

<11 番竹淵委員>

11 番竹淵です。私のほうから説明をさせていただきたいと思います。図面にあるように場所的には宮木なんですけれど所有者が下辰野ということでありまして、下辰野の方が転用するという関係で私のほうから説明をさせていただきます。(場所の説明)先ほど事務局から説明のあったように平成 14 年のときに新しい建物の駐車場ということで転用しまして、そのままだったのですが今回地域の方や付近の工場などからの要望がありまして、貸駐車場ということで整備したいということになります。進入路につきましてはここ(図面)に点線ありますけれど、自分の土地を使っていただくようになりますので境界もはっきりしておりましたし、問題なしということで判断をさせていただきましたのでご審議をよろしく願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきまして、ご意見ご質問等。(場所の確認)

<11 番竹淵委員>

平成 14 年ごろですか、造成して土を入れて田んぼを地上げして駐車場ということで使って現在まで至るということです。

<尾坂会長>

駐車場に入る道路そのものはいいいわけですね。

<11 番竹淵委員>

これも地主さんの土地です。

<尾坂会長>

何かご意見。(「異議なし」の声)異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。それでは2番お願いいたします。

<原事務局次長>

2番、地図は2枚目表をご覧ください。右肩に樋口と書かれています。

大字平出…にお住まいのAさん所有の、大字樋口字村前…番、地目は田、面積868㎡に、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。申請者は、自己所有の申請地に太陽光発電施設を新設し、再生可能エネルギーの固定買取制度を利用して、売電収入を得たい計画です。申請地は水管・下水管の埋設された道路沿道で概ね500メートル以内に2以上の公共公益的施設、荒神山公園と東部保育園がありますので、農地法第4条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。農振農用地でしたが除外され先月3月13日に公告が済んでいます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、栗澤委員、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

現地を見ました栗澤委員、説明をお願いいたします。

<16番栗澤委員>

16番栗澤が説明をいたします。(場所の説明)今事務局の発表のあったように境界線も全部整っていて問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございましたとおりでございますが、何かご質問ご意見等。今度町でなんか太陽光やるときに届出がいつか。

<飯澤事務局長>

発電出力が10キロワット以上の案件につきましては報告いただきまして、その中でも50キロワット以上については住民への説明会を必要とします。4月1日からですね。

<尾坂会長>

ということですが、これは3月中申請ということで、というわけですが、この件についてご意見ご質問等。「なし」の声これから出てくるかと思いますがよろしくご審議、しっかりしたいと思います。はい、この件につきまして異議なしということでございますので許可することといたします。では3番お願いいたします。

<原事務局次長>

3番、地図は2枚目の裏をご覧ください。小野と塩尻の境の案件でございます。

大字小野…にお住まいのAさん所有の、大字小野筑…、地目は畑、面積451㎡に、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。申請者は、自己所有の申請地に太陽光発電施設を新設し、再生可能エネルギーの固定買取制度を利用して、売電収入を得たい計画です。申請地と隣接の既存の宅地を利用し合計面積983㎡でおこなう計画です。申請地はJR中央本線小野駅からおよそ300メートル以内にある農地ですので農地法第4条第2項第1号ロの(1)の第3種農地にあたり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、宇治委員、小澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、宇治委員、宇治委員さんお願いします。

<12番宇治委員>

12番宇治が報告いたします。(場所の説明)確認したところ宅地とですね、宅地の一部が農地になっているということで発電このほぼ全面に行くという予定であります。境界につきましては確認したところ地籍調査も実施してありまして明確でございました。近所にはそれぞれこういうものができますよと説明しておいてくださいという風をお願いしておりますし、ここへは入らないように柵を作るとことで確認してきましたら現在柵も作っております。進行中であります。そういうことで特に問題はないという風に判断しましたのでよろしくご審議お願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。ただいま説明がございましたが何かご意見ご質問等ございましたら。(場所の確認)この土地と国道の間は宅地ということですかこれ。それについての了解はいいということですね。何かご意見ご質問等。(「異議なし」の声)これにつきましても異議なしということでございますのでこの件につきましても許可することといたします。どうもありがとうございました。次に第5条お願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3 番朗読】

<原事務局次長>

それでは5条であります。右肩に南平と書かれているものです。

1番、地図は3枚目をご覧ください。使用貸借権の設定でございます。

南平…にお住まいのAさん所有の、南平…番地、地目は畑、面積400㎡を、松本市沢村一丁目…にお住まいのBさんが使用貸借し、一般住宅を新築するための申請でございます。借り人と貸し人は親子であり、借り人は現在家族とアパートに暮らしておりますが子供の養育を考え、親元の近くに定住するため住宅を新築したい計画でございます。申請地は特定土地改良施工区域内で10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第1種農地ですが、集落接続により許可はやむをえないと判断いたします。農振農用地でしたが除外済みで3月13日に公告済みであり、また土地改良区からの同意書も添付されておりました。この件につきましては、有賀委員、野澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは有賀委員、お願いいたします。

<13番有賀委員>

それでは13番の有賀が説明をいたします。(場所の説明)以前にAさんが買ったところですけども農振地域ということで許可が出なくて、ここへきて周りに住宅が増えてきたということで、新たに住居を構えたいということで希望がございまして、今言われたようにAさんは息子さんが松本におられるということで地元に戻ってきたいということであります。境もしっかりしていますので、また、水道下水道引かれて周りにありますので、ご審議よろしく願います。(実際には上下水道はない。この件の詳細については申請書類に添付保存。)

<尾坂会長>

はい、この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。ちょっとこれあれですか、この斜めに入ってるのは、県道。縦線は町道。何かご意見ご質問等ございましたら。「異議なし」の声)意義内ということでございますので、この件につきまして許可することといたします。それでは2番お願いいたします。

<原事務局次長>

続きまして2番の説明をさせていただきます、地図は先ほどの4条2番と一緒に2枚目の樋口と書かれている地図をご覧ください。所有権の移転でございます。

大字樋口…番地にお住まいのAさん所有の、大字樋口…番地、地目は田、面積641㎡を、大字樋口…番地にお住まいのBさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。譲受人は申請地を借り受けて耕作しておりましたが水が漏れてしまうなど農地の改良が必要であり、農地を取得するにあたり、農地改良するよりかは、太陽光発電施設を新設し、再生可能エネルギーの固定買取制度を利用して、売電収入を得たいという計画です。申請地は先ほどの4条2番の近隣ではありますが、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、栗澤委員、下田委員からご意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは栗澤委員、お願いいたします。

<16番栗澤委員>

16番栗澤が説明いたします。(場所の説明)境界杭などはひとつも問題ありませんので事務局の発表のあったように問題ありません。よろしくお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、ではこの件につきましてご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。「なし」の声)条件的にはさっきの4条2番と同じような条件でございます。いいですかね、異議なし、異議なしということでございますので許可することといたします。どうもありがとうございます。3番お願いいたします。

<原事務局次長>

3番の説明をいたします、地図は3枚目の裏でございます。中央の案件、所有権の移転でございます。

千葉県流山市大字加(か)…番地にお住まいのAさんと、東京都板橋区徳丸一丁目…にお住まいのBさんのお二人で共有の、中央…番地、地目は田、面積487㎡を、大字辰野…にお住まいのCさんが取得し、一般住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在町内に暮らしておりますが駐車場等狭く、近くの広いところへの移住を希望していましたので、申請地を取得し住宅を新築したい計画でございます。申請地は第1種中高層住居専用地域の用途地域であり農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地でありますので、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、竹淵委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは竹淵委員、説明をお願いいたします。

<11番竹淵委員>

11番竹淵が説明いたします。3月16日に宮原、上島両委員と私、あとDのCさんとで立会いをさせていただきました。(場所の説明)先ほど事務局から説明のあったように相続でABさんが相続したわけなんですけれど、遠隔地で今後戻ってくることもないというところ、たまたまCさんが自分の、現在同じ上辰野に住んでいるわけなんですけれど、現在の住宅のところに駐車場がスペースが少なく、会社の車も置けないということの中から探していたところ、両方の意見が合ったということで、今回取得してこちらのほうへ住宅を新築してお住まいになるということでございます。道路も6メートル道路、町道に接しておりますし、上下水とも整備され、また区画も区画整理事業をしたところありますのできちんとしておりますし、問題ないということで判断しました。ご審議をよろしく申し上げます。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。3番のこの件につきまして何かご意見ご質問等ございましたら、「なし」の声はいい、問題ないということで異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。続きまして議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局より説明をお願いいたします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<原事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計 15 件、25 筆、面積は 22999 m²です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<尾坂会長>

説明は以上でございます。何かこの件につきまして質問等ございましたら、ご意見お願いいたします。

<14番宮原委員>

ちょっといいです。10アールあたりの借料、入っていないところがあるけれどこれは無料ということですか。

<千田書記>

無料です。それを使用貸借権というんですけれども、権利内容のところ見ていただくと、賃借権というのはお金の発生しているもので、使用貸借権というのは無償の貸借ということで、額が入っていないです。

<尾坂会長>

何かほかにご質問等ございましたら。ご質問等ございませんので、この件につきまして決定したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。次に報告事項に入りますが、1番の専決事項、2番の農地法第18条第6項の規定による通知、(3)の農地の嵩上げの申請について、一括説明をお願いします。

報告事項

<原事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず(1)専決事項ということでお願いしたいと思います。3月許可決定の4条1件、5条5件につきましては、長野県農業会議から3月13日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。続けて、農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが2件、議案書の通りでございます。最後の、農地の嵩上げの申請ですけれども2件、議案書のとおりでございます。いずれも、添付書類含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

はい、報告事項につきまして何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。
(「なし」の声)(2)につきましてはご意見、(3)の嵩上げの申請についてご意見、いずれも書類もしっかり整っていたということでございますのでよろしくお願いいたします。
以上でもって議事につきましては終了とさせていただきます。

その他

○平成26年度味噌づくり体験決算について

決算について事務局千田説明

来年度について有賀委員説明

連作障害対策に田んぼに水を張る

行程については来月有賀委員から説明する

(水張りや種まき、刈り取りの時期など、コンバインを使うかどうかなど)

○その他

平成26年12月～平成27年1月分委員報酬関係、千田説明

新聞、年金、広報について、千田説明

○次回委員会開催日

5月8日(金) 午後1時30分から 役場1階第2会議室

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印